

# 令和3年度内閣府本府政策評価実施計画

令和3年5月21日

内閣総理大臣決定

令和3年8月31日

一部改正

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、令和3年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。

## 1 計画期間

令和3年度の1年間とする。

## 2 事後評価の対象とする政策及び評価の方法

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

- (1) 内閣府本府政策評価基本計画(第7次)(令和2年5月14日内閣総理大臣決定)(以下「基本計画」という。)の対象とする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)

実績評価方式による評価を行う対象政策

### ア 政策体系に基づく政策

- 5. 地方創生に関する施策の推進
- 17. 地方分権改革に関する施策の推進
- 22. 経済社会総合研究の推進
- 26. 宇宙開発利用に関する施策の推進
- 28. 少子化社会対策大綱及び子ども・子育て支援の推進
- 30. 国際平和協力に関する施策の推進

事業評価方式による評価を行う対象政策

### ア 規制に係る政策

該当なし。

### イ 租税特別措置等に係る政策

- ・特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置

- (2) 基本計画に基づきなお従前の例により評価を実施する政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)

実績評価方式による評価を行う対象政策

### ア 政策体系に基づく政策

- 4. 国際広報の強化
- 15. 内外の経済動向の分析
- 27. 「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等の推進
- 44. 交通安全対策の総合的推進

総合評価方式による評価を行う対象政策

### ア 政策体系に基づく政策

- 8. 対日直接投資の推進
- 29. 科学技術イノベーション創造の推進
- 39. 子ども・若者育成支援の総合的推進

40．青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）

47．男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

48．仕事と生活の調和の推進

(3) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策（法第7条第2項第2号に区分されるもの）該当なし。

(4) その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）該当なし。

### 3 その他

基本計画の対象とした政策で、政策体系に基づく次に掲げる政策のうち可能なものについては、内閣府本府におけるEBPMの取組により、政策の目的の達成までに至る因果関係の仮説を示すロジックモデルを作成した上で、事前分析表を作成する。

7．地域経済活性化に関する施策の推進

8．科学技術基本計画の策定・推進

13．子ども・若者育成支援推進大綱の作成・推進

14．青少年インターネット環境整備基本計画の作成・推進

17．交通安全基本計画の作成・推進

20．男女共同参画基本計画の作成・推進